

質問書に対する回答 7

| | |
|----|----------------|
| 件名 | 東関東自動車道 行方舗装工事 |
|----|----------------|

| 番号 | 質問箇所 | 質問事項 | 回答（発注者使用欄） |
|----|---------------------------------|--|---|
| 1 | 特記仕様書47ページの26. 拡足事項 26-1(11) | 仮設アスファルトプラントの設置位置が参考図8/9より東関東自動車道鉢田舗装工事と同一位置となっておりますが、同一位置での設置が不可能となった場合、設置時期を変更し同一位置に設置するのでしょうか。また設置時期が予定より遅れた場合、その遅れた期間で工期延伸となるのでしょうか。ご教示ください。 | 特記仕様書 26-1 (11) に示すとおり、仮設プラントの設置時期及び設置条件（設置位置含む）の変更が必要となった場合、別途監督員と受注者で協議して定めるものとします。 |
| 2 | 特記仕様書47ページの26. 拡足事項 26-1(11) | 仮設アスファルトプラントの設置位置が参考図8/9より東関東自動車道鉢田舗装工事と同一位置となっておりますが、同一位置での設置が不可能となった場合、隣接エリアでの設置となるのでしょうか。ご教示ください。 | 特記仕様書 26-1 (11) に示すとおり、仮設プラントの設置時期及び設置条件（設置位置含む）の変更が必要となった場合、別途監督員と受注者で協議して定めるものとします。 |
| 3 | 工期変更について | 工事期間570日間となっておりますが、昨今の状況を鑑み仮設アスファルトプラントへの材料供給低下や合材運搬車の不足等、工期内での全てのアスファルト混合物の供給が困難な場合、工期延伸は可能でしょうか。ご教示ください。 | 受注者の責によらず、工期内での全てのアスファルト混合物の供給が困難であると監督員が認めた場合、別途監督員と受注者で協議して定めるものとします。 |